

建設コンサルタント業務等の指名競争入札参加者選定に係る運用基準

評価項目	選定における着目点
島根県有資格業者	登載されていること
選定条件	a県内のみ b県内及び準県内 c県内・準県内及び県外
①当該業務に対する地理的条件	本店、支店又は営業所の所在地からみて、当該業務を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること
②不誠実な行為の有無	<p>次の事項に該当する場合は指名しないこと</p> <p>(1)建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱（以下「指名停止要綱」という）別表第2（贈賄及び不正行為等）に基づく指名停止期間中であること</p> <p>(2)県内において談合の容疑で家宅捜査を受け、又は逮捕を経ずに送検された場合であっても明らかに受託者として不適当であると認められること</p> <p>(3)県発注業務について、業務委託契約書に基づく管理技術者等に対する措置請求に受注者が従わないこと等委託契約の履行が不誠実であること</p> <p>(4)警察当局から土木部長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する有資格業者又はこれに準ずるものとして、島根県発注業務委託等からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など、明らかに請負者として不適当であると認められること</p>
③経営状況	手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である場合は指名しないこと
④安全管理等の状況	<p>(1)指名停止要綱別表第1（県内において生じた事故等）に基づく指名停止期間中である場合は指名しないこと</p> <p>(2)県発注業務について、安全管理に関し労働基準監督署等からの指導票や是正勧告等が交付された旨の報告があり、交付された指導票や是正勧告書等に対し改善が終わった旨の報告がない場合は、指名しないこと</p>
⑤労働福祉の状況	賃金不払いに関する労働基準局からの通報があり、当該状態が継続している場合であって、明らかに受託者として不適当であると認められるときは指名しないこと
⑥当該委託業務についての技術的適性	<p>業務の特性に応じて、次の事項を適宜勘案し指名することができる</p> <p>(1)当該業務と同種業務について相当の実績があること</p> <p>(2)当該業務の受託に必要な業務管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の業務の受託実績があること</p> <p>(3)地形、地質等自然条件、周辺環境条件等当該業務の委託条件と同等と認められる条件下での受託実績があること</p> <p>(4)過去2年間程度の受託業務における業務成績を考慮すること</p> <p>(5)業務の手持ち状況からみて、当該業務を行う能力があること</p> <p>(6)発注予定業務種別に応じ、当該業務を受託するに足りる有資格技術職員が確保できること認められること</p> <p>(7)受注機会均等確保のため、発注予定期点での受注回数、指名回数を考慮すること</p> <p>(8)ISO9000s、14001の認証取得者であること</p> <p>(9)過去1年間にボランティア活動等の地域貢献があること</p> <p>(10)その他</p>